

4 団体信用生命保険のお支払いについて

目次・主な保険用語

団体信用生命保険とは、債務の返済に応じて保険金額が逡減する仕組みの商品です。

支払事由に該当する時期によって保険金額（＝債務残高）が異なることがあります。

「死亡」「高度障害」など複数の事由でお支払いできる可能性がある場合には、すでに他の支払事由に該当していないかを確認してください。

リビング・ニーズ特約または3大疾病特約が付加されている契約は、それぞれの支払事由に該当していないかご確認ください。

保険種類と
保障内容について

保険金・給付金などの
お手続きについて

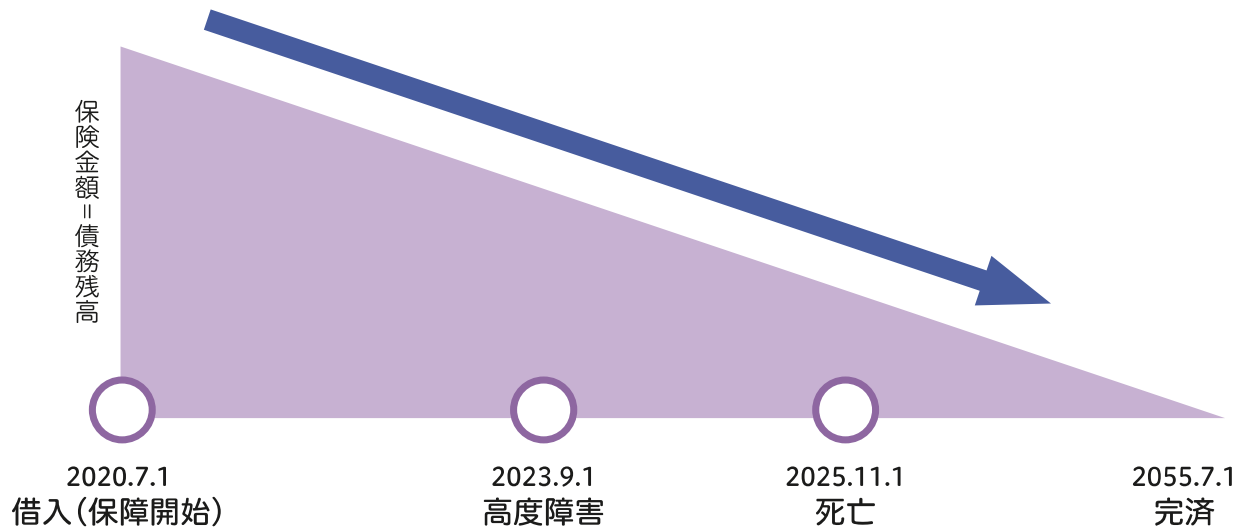
保険金・給付金などの
ご説明

団体信用生命保険の
お支払いについて

FAQ

請求漏れがないか
確認してください

事実確認と
個人情報の取扱い



以下の場合、**死亡保険金**や**高度障害保険金**がお支払いできません。

- ・ 保障開始日から1年以内に被保険者が自殺したとき
- ・ 被保険者の故意で高度障害状態になったとき
- ・ 保障開始日前の傷害または疾病により高度障害状態になったとき

告知しなければならなかった傷病を告知せず、その傷病を原因として保障開始日から2年以内に死亡または高度障害状態となった場合は、保険金をお支払いせずご契約が解除となる場合があります。

リビング・ニーズ特約保険金

対象 ▶ 団体信用生命保険 リビング・ニーズ特約

余命が6カ月以内と判断されるときに保険金をお受け取りできます（余命の判断は、医師の診断にもとづき、生命保険会社が行います）。

3大疾病保険金



対象 ▶ 団体信用生命保険 3大疾病保障特約

団体信用生命保険における3大疾病保険金は、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中に罹患し、支払事由に該当する場合にお受け取りできます。

<p>悪性新生物 (がん)</p>	<p>被保険者が保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります）。ただし、以下の場合には、保険金はお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合 ・責任開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合 ・責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移などと認められる場合 	
<p>急性 心筋梗塞</p>	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、右の①②いずれかの状態になったとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けたとき
<p>脳卒中</p>	<p>被保険者が保険期間中に、責任開始日以後の疾病を原因として、右の①②いずれかの状態になったとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として病院または診療所において所定の手術を受けたとき

お支払いできません

突然、胸痛により救急車で搬送され「急性心筋梗塞」と診断された。経過良好で、所定の手術を受けることなく1週間で退院。その後、10日間の自宅療養の後、職場復帰をし、労働制限を必要としなかったとき

急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日未満で労働の制限を必要とせず、また手術を受けることもなかったため、お支払いできません。

お支払いできます

突然、左半身麻ひが出現、CT検査の結果「脳梗塞」と診断され、初めて治療を行った。さらにその日から60日以上、麻ひの後遺症が継続したと医師に診断されたとき

脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上麻ひの後遺症が継続しているため、お支払いできます。

目次・主な保険用語

保険種類と
保障内容について

保険金・給付金などの
お手続きについて

保険金・給付金などの
説明

団体信用生命保険の
お支払いについて

FAQ

請求漏れがないか
確認してください

事実確認と
個人情報の取扱い